

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

(管財課)

一

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

(同)

二

岐阜県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

(同)

二

訓令

訓令

岐阜県公有財産事務処理規程の一部を改正する訓令

(同)

二

号外(四) 令和三年四月一日

規則

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

岐阜県職員宿舍管理規則(昭和三十二年岐阜県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「~~⑤~~」及び「~~⑥~~」を削る。

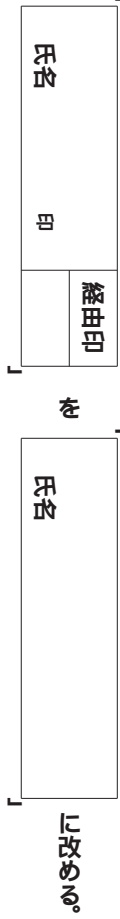
別記第二号様式中「~~⑤~~」を削る。

別記第三号様式及び別記第四号様式中「~~⑤~~」を「~~⑥~~」を「~~⑦~~」に改める。

別記第四号様式の二中「~~⑤~~」を「~~⑥~~」に改め、「~~⑥~~」を削る。

別記第五号様式中「~~⑤~~」を「~~⑥~~」に改める。

別記第六号様式中「~~⑤~~」を「~~⑥~~」に改める。



附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

岐阜県公有財産規則（昭和三十九年岐阜県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改める。
第二十六条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、貸借の期間が一月未満の場合は、この限りでない。

別記第一号様式中「㊦」を削り、「及び数量並びに」を「数量及び」に改める。
別記第二号様式中「書面をもつて」を削り、「一に」を「いずれかに」に、「ではない」を「でない」に、「取消された」を「取り消された」に、「なら」を「何ら」に、「を」を「毀滅」に、「その損書」を「、その損書」に、「すべて」を「全て」に改める。
別記第四号様式中「㊦」を削り、「及び数量並びに」を「、数量及び」に改める。
別記第五号様式中「㊦」を削り、「及び数量並びに」を「、数量及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十二号

岐阜県職員職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員職務発明等に関する規則（昭和五十三年岐阜県規則第七十六号）の一部

を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式注第二号中「発出監」を「発出監」に改め、同様式注第五号中「記入」を「記載」に改める。
別記第二号様式中「㊦」を削り、「次」を「、次」に改める。
別記第三号様式中「㊦」を削る。
別記第四号様式中「㊦」を削る。
別記第五号様式中「㊦」を削り、「職」を「つ」に改める。
別記第六号様式及び別記第七号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十九号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県公有財産事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公有財産事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県公有財産事務処理規程（昭和四十九年岐阜県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（使用承認）

第九条の二 部局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その所管する公有財産を他の部局長に使用させることができる。

一 一時的又は臨時に使用させるとき。

二 僅かな部分を使用させる場合で、当該部分を区分することが困難又は不適當であるとき。

三 公有財産の地下又は上空に構造物を設置する場合で、当該公有財産を所管する部局長が行う事務又は事業に支障がないとき。

四 その他特別の事由があると認めるとき。

2 部局長は、前項の規定により他の部局長が所管する公有財産を使用しようとするときは、当該公有財産を所管する部局長に公有財産使用承認申請書（別記第三号様式の二）を提出しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

3 前項の申請書の提出を受けた部局長は、その所管する公有財産の使用を承認したときは、公有財産使用承認書（別記第三号様式の三）を交付するものとする。

4 部局長は、同一部局内に二以上の課又は現地機関がある場合において、第一項各号のいずれかに該当するときは、その所管する公有財産のうち一の課の長又は現地機関の長が管理するものを他の課の長又は現地機関の長に使用させることができる。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「部局長」とあるのは「課の長又は現地機関の長」と、「所管する」とあるのは「管理する」と、第二項中「前項」とあるのは「第四項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

第十一条第一項中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」と、「の規定による」を「第二条第一項に規定する」と、「総務部長」を「総務部長」に改める。

別記第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式（第8条関係）」に改め、「印」を削り、「必要の」を「必要な」に改める。

別記第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式（第8条関係）」に改め、「印」を削り、「必要の」を「必要な」に改める。

別記第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式（第9条関係）」に改め、「印」を削り、「引受課等」を「引受課」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第3号様式の2 (第9条の2関係)

第 号
年 月 日

〔所管部局長様
課又は現地機関の長様

〔部局長
課又は現地機関の長

公 有 財 産 使 用 承 認 申 請 書

次のとおり公有財産を使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 財産の名称、種類、数量及び所在地
- 2 使用目的及び用途
- 3 使用期間
- 4 その他必要な事項

(添付書類)

- (1) 関係図面
- (2) その他必要な書類

第3号様式の3 (第9条の2関係)

第 号
年 月 日

〔部局長様
課又は現地機関の長様

〔所管部局長
課又は現地機関の長

公 有 財 産 使 用 承 認 書

年 月 日付け 第 号で申請のありました公有財産の使用については、
次のとおり承認します。

記

- 1 財産の名称、種類、数量及び所在地
- 2 使用目的及び用途
- 3 使用期間
- 4 条 件

既記第五号様式に「第4号様式」を「第4号様式(第21条関係)」に改し、「印」を既
 記第五号様式に「第5号様式」を「第5号様式(第21条関係)」に改し、「印」を既
 記「き損」を「毀損」に改し、
 附則
 この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
 岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
 岐阜文芸社